

兵庫県立自然公園条例の改正概要について

1 改正の理由

- (1) 自然公園法（以下「法」という。）は、国立公園及び国定公園（以下「国立公園等」という。）についてその保護及び利用に関して必要な事項を規定しており、都道府県立自然公園については、都道府県の条例でその保護及び利用に関して必要な事項を規定することとされており、県では条例で法の規定に準じた内容を規定している。
- (2) このたび、法の一部改正（公布：令和３年５月６日 施行：令和４年４月１日）により、地域の主体的な取組による国立公園等の利用の増進を図るため、利用拠点の質の向上及び質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度が創設されること等を踏まえ、県立自然公園についても、同様の制度を創設する等所要の整備を行う。

2 改正の内容

(1) 利用拠点の質の向上のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町や旅館事業者等で構成される協議会が利用拠点整備改善計画を作成し、知事の認定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な許可等を不要とする。【改正後の第７条の７ほか】

(2) 質の高い自然体験活動の促進のための協議会の設置及び計画の認定に係る制度の創設

従来の公園施設のハード整備に加え、新たに自然体験活動の促進を位置づけ、市町やガイド事業者等で構成される協議会が自然体験活動促進計画を作成し、知事の認定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な許可等を不要とする。【第15条の６ほか】

(3) 利用のための規制を強化

ア 県立自然公園の特別地域及び集団施設地区内における野生動物への餌付け等の行為を規制する。【第15条】

イ 特別地域内における違法伐採等の禁止行為の違反に対する罰則の引上げを行う。
【第31条】

ウ (1)及び(2)の協議会の報告徴収、立入検査拒否等に対する罰則を定める。【第34条】

(4) その他所要の整備

ア 公園事業を譲渡する場合の地位の承継に関する規定を整備する。【第７条の３】

イ 公園管理団体の業務内容を改める。【第23条】

ウ 県立自然公園の利用の増進のための情報の提供等に努める規定を整備する。【第29条の２】

エ その他規定の整備を行う。【目次ほか】

3 施行日

令和４年４月１日（法の一部を改正する法律の施行日と同日）